障害福祉

手帳と相談

障害者支援課 身体障害者相談係 ☎5722-9850
〃 知的障害者相談係 ☎5722-9851
障害者支援課 FAX 3715-4424

身体障害者手帳や愛の手帳は、障害のあるかたが各種の援助を受けるためのもので、取得するには申請が必要です。手帳が交付されると、障害の種別、程度などに応じて福祉手当、補装具費の支給、日常生活用具の給付、各種交通機関の運賃割引、税の軽減措置などが受けられます。また、平成25年4月1日から難病（対象疾患）のかたも、補装具費の支給、日常生活用具の給付、ホームヘルプサービスなどの援助を受けることができます。

●相談

手帳の取得に関する相談、補装具費の支給、日常生活用具の給付、施設への入所など、生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な場合は専門機関を紹介します。なお、聴覚障害のかたはファクス（FAX3715-4424）による相談もできます。

●身体障害者手帳

肢体、視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく、心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、免疫、肝臓機能などに障害のあるかたが、各種の援助を受けるために必要な手帳です。

●愛の手帳

知的障害のあるかたが、各種の援助を受けるために必要な手帳です。障害の程度は総合判定により1度（最重度）から4度（軽度）に区分されます。18歳未満のかたは品川児童相談所（品川区北品川3-7-21、☎3474-5442）で相談、判定、手帳の交付を行います。

●精神障害者保健福祉手帳

保健予防課 保健サービス係 ☎5722-9503 FAX5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係 ☎3711-6446 FAX5722-9330

精神障害のあるかたが、各種の援助を受けるために必要な手帳です。都営交通証の発行、民営バス運賃の割引、都営施設の無料利用などが受けられます。手帳に関する申請は保健予防課または碑文谷保健センターへお問い合わせください。

各種手当の支給

障害者支援課 支援サービス係
☎5722-9846 FAX 3715-4424

心身障害者への各種手当は、国・都・区のそれぞれの制度から支給されています。以下、各手当の後に（国）（都）（区）と表示しています。

●特別障害者手当（国）

在宅で常時特別な介護が必要な20歳以上のかたで、身体または精神に最重度の重複障害のあるかた。ただし、所得制限があります。

支給月額27,980円

●障害児福祉手当（国）

在宅で常時介護が必要な20歳未満のかたで、政令で定められた重度の障害（おおむね身体障害者手帳1級、愛の手帳1度）に該当するかた。ただし、所得制限があります。

支給月額15,220円

●重度心身障害者手当（都）

在宅の重度の障害者（児）で、常に特別な介護を必要とする重複障害のかた。ただし、所得制限があります。また、申請時65歳以上の場合は該当しません。

支給月額60,000円

●心身障害者扶養共済制度（都）

障害者の保護者（加入者）が毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡または重度障害になったときに障害者が終身一定額の年金を受けられます。

支給月額20,000円

●心身障害者福祉手当（区）

①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症のかた
支給月額15,500円
②身体障害者手帳3級、愛の手帳4度のかた
支給月額10,000円
③区の指定する難病等で、医療費助成を受けているかた
支給月額13,000円
※①～③ いずれも65歳未満のかたが対象です。ただし、所得制限等があります

●児童育成手当（都）

●児童扶養手当・特別児童扶養手当（国）

参照 P39「子どものための諸手当」

日常生活の援助

障害者支援課 支援サービス係 ☎5722-9846
〃 身体障害者相談係 ☎5722-9850
〃 知的障害者相談係 ☎5722-9851
〃 精神障害福祉難病係 ☎5722-9369
障害者支援課 FAX 3715-4424
地域包括支援センター 参照 P8～10

心身障害者や難病のかたの日常生活の援助として、介護人や手話通訳などの派遣、家族が一時的に介護できないときの緊急介護、介護タクシー利用補助などのサービスを行います。

●ホームヘルプサービスなど
（身体障害者相談係・知的障害者相談係・精神障害福祉難病係）

日常生活に支障のある心身障害者（児）や難病のかたでひとり暮らし、または家族による介護が困難な場合などに、ホームヘルプサービスが利用できます。なお、世帯の区市町村民税額等に応じて軽減制度があります。

●緊急介護

重度心身障害者が家族の疾病などにより、一時的に日常生活を営むことが困難になった場合に、施設に一時的に入所し、介護が受けられます。

○ショートステイ（身体障害者相談係・知的障害者相談係）

原則として1カ月7日以内。施設から通学、通所もできます。なお、食費などの費用負担があります。

●在宅レスパイト・就労等支援事業
（身体障害者相談係）

在宅で医療的なケアが必要な重症心身障害児者のご自宅に、区と契約した訪問看護ステーションから看護師を派遣することにより、一定時間同居家族によるケアを代替し、家族の休養や就労及び就労活動の支援を図ります。なお、事前の訪問調査などを行います。

●心身障害者（児）緊急時等見守り事業

目黒区社会福祉協議会障害福祉サービスセンター　☎5708-5791

●補助犬（身体障害者相談係）

満18歳以上の在宅のかたに、下表のとおり補助犬を無料で給付します。ただし、所得制限などがあります。

給付対象者	給付する補助犬
視覚障害1級	盲導犬
肢体不自由1・2級	介助犬
聴覚障害2級	聴導犬

●手話通訳者・要約筆記者の派遣（身体障害者相談係）

日常生活や社会生活に手話通訳・要約筆記を必要とするとき、通訳者などを派遣します。

●移動支援など

（身体障害者相談係・知的障害者相談係・精神障害福祉難病係）

重度肢体不自由者（児）、知的障害者（児）などで社会生活上必要不可欠な外出および社会参加のための外出時に、付き添い者が必要なかたが利用できます。なお、住民税課税の場合は費用負担があります。

●介護タクシー利用補助（支援サービス係）

在宅で身体障害者手帳をお持ちのかた、または要介護度4・5のかたで、外出時に常時車椅子またはストレッチャーを利用しているかたが対象です。事前に利用補助券の交付を受けてから指定のタクシー会社に申し込み利用します。一部自己負担あり。

●ハンディキャブの運行

目黒区社会福祉協議会（総合庁舎別館内）　☎3711-4995

公共交通機関を利用して一人で外出することが困難な、要支援・要介護認定を受けている高齢者や障害者手帳をお持ちのかたなどに対して、登録制で車椅子ごと乗車できる車両を運行しています。

運行は月～金曜日の9時～17時(出庫・入庫時間を含む)、移動エリアは区内とその近郊で、原則発着地のいずれかが目黒区内（目黒区を中心としたおおむね地図上の直線距離で半径15kmの範囲）です。利用者の安全確保のため必ず介助者の乗車が必要です。地図上の直線距離で、3kmごとに500円の利用料、迎車料金150円、待機料金（片道5km以上のかた）と運行に必要な経費（有料道路代、駐車料金など）は利用者の負担となります（年会費500円）。

●各種交通機関の割引

（身体障害者相談係・知的障害者相談係・地域包括支援センター）

都営交通無料乗車券の発行、有料道路通行料金割引の登録・ETC利用対象者証明書の発行を行います。

●寝具乾燥消毒（支援サービス係）

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、区が指定する特殊疾病（難病）のかたで、寝たきりまたは常時失禁状態にあるかたを対象に、布団の水洗いを年1回、乾燥消毒を年6回行います。

●重度身体障害者等非常通報システム（支援サービス係）

ひとり暮らしなどの重度身体障害者および難病患者のかたが家庭内で事故、急病などの緊急事態に陥ったとき、あらかじめ設置した通報装置のボタンを押すと、区が委託した民間の相談センターにつながり、相談を受けたり、状況により派遣員が駆け付けます。安否確認センサー（近隣に親族がいないかたのみ）、火災センサーも利用できます。また、設置が不要なモバイル端末型の通報装置もあります。

●ミドルステイ（身体障害者相談係・知的障害者相談係）

家族が長期間疾病などで心身障害者の介護をすることが困難な場合や施設での自立訓練を必要とするときなどに、入所施設を一定期間利用できます。期間は1カ月以内です。必要に応じて延長できます。なお、食費・雑費は利用者負担です。

利用施設

○わかばの家（国立市）
○瑞学園（西多摩郡）
○愛幸（八王子市）
○障害者支援施設あけぼのホーム（群馬県渋川市）

●NHK受信料の減免（身体障害者相談係・知的障害者相談係）

NHK受信料の全額または半額免除申請のための証明書を発行します。

●点字および音声版新聞購読料の補助（支援サービス係）

視覚障害1・2級のかたを対象に、週1回発行の点字新聞購読料を区が負担します。

また、音声版新聞の年間購読料3万円のうち2万円を区が補助します。

●めぐろ区報デイジー版（支援サービス係）

身体障害者手帳をお持ちの視覚・上肢・脳性まひ障害のかたに、めぐろ区報を録音したCD（デイジー版）をお届けします。

障害がある子どもの相談、支援

参照 P17・35・41

特別な支援が必要な子どもの就学・転学相談

参照 P20

障害者の虐待防止

目黒区障害者虐待防止センター（専用電話）
☎5722-8718 FAX 3715-4424

障害者に対する家族による虐待、福祉施設従事者による虐待、使用者や同僚による虐待を対象にし、内容も身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト（放置）、性的虐待、経済的虐待と幅広く対応をしています。早期発見、早期解決を目指しています（夜間、休日は留守番電話対応）。

聞こえの相談会

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
地域支援部門　聞こえの相談会担当
☎6833-5004 FAX 6833-5005

聞こえの専門家である言語聴覚士が聴力検査と相談を通して、生活の質の向上のお手伝いをします。

相談会の日程については、お問い合わせください（申込先着順・無料）。

給付と各種助成

障害者支援課 支援サービス係　☎5722-9846
〃　身体障害者相談係　☎5722-9850
〃　知的障害者相談係　☎5722-9851
障害者支援課　FAX 3715-4424

心身障害者が快適に日常生活を過ごし、できるだけ自立して行動できる環境を提供するため、対象となるかたに次の用具給付や助成を行います。

●電話使用料などの助成（支援サービス係）

18歳以上で身体障害者手帳1・2級の著しく外出困難な下肢・体幹・内部障害者・聴覚障害者のかたが所有している固定電話の使用料を、月額2,000円補助します。生活保護、または福祉電話貸与を受けているか、生計中心者の住民税が非課税のかたが対象です。

●理美容サービス（支援サービス係）

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度のかたが対象です。店舗サービス補助券または出張サービス券を年間4枚を限度に交付します。なお、利用の際、自己負担があります。

●紙おむつの支給（支援サービス係）

3歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、区が指定する特殊疾病（都の医療券・受給証の交付を受けているかた）、精神障害者保健手帳をお持ちのかたで、寝たきりまたは常時失禁状態にあるかたが対象です。

●おむつ代の支給（支援サービス係）

病院に入院中で、病院指定のおむつの使用が義務付けられているため、区からの紙おむつ支給が受けられないかたに、月額6,000円を限度に支給します。

●福祉タクシー券の交付（支援サービス係）

在宅の身体障害者手帳（下肢・体幹・内部障害の総合等級が3級以上、上肢・視覚障害の総合等級が2級以上、および脳性まひ、進行性筋萎縮症）、愛の手帳1・2度、区の指定する難病等で医療費助成を受けているかたが対象です。1年間を3期に分け、1期当たり1万円のタクシー利用券を交付します。自動車燃料費助成との選択です（所得制限有り）。

●自動車燃料費助成（支援サービス係）

対象者は福祉タクシー券の交付と同様で、障害者のために利用する自動車・軽自動車など（障害者または障害者と同居の家族が所有）に対して月額2,500円を限度に助成します。福祉タクシー券との選択です（所得制限有り）。

●自動車運転教習料の助成（支援サービス係）

運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1～3級（内部障害は4級以上、下肢体幹の障害は5級以上で、かつ歩行困難であること）および愛の手帳1～4度のかたに20万円を限度に助成します（所得制限有り）。

自動車学校入校前に申請が必要です。

●自動車改造費の助成（身体障害者相談係）

身体障害者手帳1～3級で上肢・下肢・体幹障害のかたが、通勤または通学等に伴い自らが運転する場合、自動車の改造費を133,900円を限度に助成します（所得制限有り）。

●補装具費の支給（身体障害者相談係）

身体障害者手帳をお持ちのかたおよび難病のかたが対象で、住民税課税の場合は、基準額の1割の費用負担があります。事前申請、判定が必要です（所得制限有り）。

視覚障害者用	安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、車椅子※、座位保持装置、電動車椅子※、歩行器※、など

※は介護保険が優先適用となります

●住宅設備改善費の給付（身体障害者相談係）

重度の肢体不自由のかたおよび重度の内部障害のかた、難病のかたの一部を対象に、住宅設備改善の費用を給付します。学齢児以上が対象ですが、介護保険が優先適用となります。また、住民税課税の場合は、基準額の1割の費用負担があります。

利用には事前申請が必要です（所得制限有り）。

●家具転倒防止器具取り付け（支援サービス係）

居室等の家具に施工工事業者により転倒防止器具等を取り付けた場合に、20,000円を上限として助成します。ひとり暮らしで、身体障害者手帳をお持ちの上肢・下肢・体幹・視覚障害1・2級、内部障害1級で、自分で器具の取り付けができないかたが対象です。

●原爆被爆者見舞金（支援サービス係）

区内に住所を有し、被爆者健康手帳の交付を受けているかたを対象に、毎年8月に1万円を支給します。

●日常生活用具の給付（身体障害者相談係）

主に重度障害者（児）および難病のかたが対象で、住民税課税の場合は、基準額の1割の費用負担があります。利用には事前申請が必要です（所得制限有り）。

肢体不自由者用	便器※、特殊便器、特殊マット※、訓練椅子、火災警報器、自動消火装置、特殊寝台※、入浴用担架、特殊尿器※、ルームクーラー、体位変換器※、移動支援用具※、入浴補助用具※、移動用リフト※、収尿器、歩行補助つえ（T字杖のみ）、情報通信支援用具など
視覚障害者用	視覚障害者用ポータブルレコーダー、文字情報等読み上げ装置、点字タイプライター、電磁調理器、時計（触読式、音声式）、火災警報器、自動消火装置、音声式体温計、体重計、点字ディスプレイ、拡大読書器、音響案内装置、点字器、情報通信支援用具など
音声言語障害者用	人工喉頭
聴覚障害者用	屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置（ファクス）、フラッシュベル、情報受信装置、火災警報器、自動消火装置など
呼吸器機能障害者用	火災警報器、自動消火装置、空気清浄器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、蓄電池など
じん臓機能障害者用	透析液加温器
ぼうこう・直腸機能障害者用	ストマ用装具
知的障害者（児）用	特殊マット、火災警報器、自動消火装置、頭部保護帽、特殊便器

※は介護保険が優先適用となります

医　療

障害者支援課 支援サービス係 ☎5722-9846
〃 身体障害者相談係 ☎5722-9850
障害者支援課 FAX 3715-4424
健康推進課 健康づくり係
☎5722-9586 FAX 5722-9329
保健予防課 保健管理係
☎5722-9396 FAX 5722-9508
保健予防課 保健サービス係
☎5722-9503 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係
☎3711-6446 FAX 5722-9330

障害者の医療費について、それぞれの場合に応じた助成制度があります。

●心身障害者医療費助成（支援サービス係）

身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）のかた、愛の手帳1・2度のかた、精神障害者保健福祉手帳1級のかたの、保険診療の自己負担分の一部を助成します。ただし、所得制限があります。

なお、障害となった年齢が65歳以上の場合や後期高齢者医療制度の被保険者で住民税課税者は除きます。

●自立支援医療（更生医療）（身体障害者相談係）

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上のかたで、障害を軽くするための手術・投薬を受けるかたなどに、その医療費の保険診療の自己負担分を助成します。世帯の所得に応じて費用負担の月額上限があり、事前に判定が必要です。

●障害者歯科診療（健康推進課 健康づくり係）

一般の歯科医療機関では対応が困難な障害のあるかたの口腔保健の向上を図るため、予防・治療・相談などを行います。

○八雲あいアイ館歯科診療所
（指導・予防は火・土曜日、診療は火・木・土曜日。予約制）
八雲1-1-8（めぐろ区民キャンパス　心身障害者センター内）
☎5701-2495　FAX5701-2498

●自閉症児の療育

入院または通院による治療、心理指導および生活指導があります。

○品川児童相談所　☎3474-5442

●育成医療（保健予防課 保健管理係、碑文谷保健センター 保健サービス係）

身体に障害のある18歳未満の児童が、手術などによって障害を軽くするために医療が必要な場合に、その医療費を助成します（一部自己負担・所得制限有り）。

●自立支援医療（精神通院）（保健予防課 保健サービス係、碑文谷保健センター 保健サービス係）

精神疾患で通院しているかたに、世帯の所得に応じて医療費の一部または全額を助成します。

仕　事

障害のあるかたの職業訓練、職能開発を行い、就職に有利な環境づくりに力を入れています。

●目黒障害者就労支援センター

中央町2-32-5　スマイルプラザ中央町内　☎5794-8180

自らの意思で働く意欲があり、就労を希望する障害のあるかたに、就労に関する相談、就労に必要な能力の取得への支援、就労・生活・職場定着支援を行います。

また、就労している障害のあるかたの相談や支援も行います。

目黒障害者就労支援センターが障害のあるかたの訓練の場として運営する喫茶店です。
グリーンカフェ西郷山 （青葉台2-10-7　西郷山公園内　☎5728-6717）

●障害者職業能力開発校

小平市小川西町2-34-1　☎042-341-1411

●公益財団法人　東京しごと財団　総合支援部　障害者就業支援課

千代田区飯田橋3-10-3　東京しごとセンター4階
☎5211-2681

●障害者の就労に関する全般的な相談

○ハローワーク渋谷　渋谷区神南1-3-5
☎3476-8609

施　設

参照 P101「施設ガイド」

●心身障害者センター（あいアイ館）

八雲1-1-8（区民キャンパス内）
☎5701-2221 FAX5701-2425

障害者に対する相談、生活介護、短期入所、創作活動や機能訓練、入浴・配食サービスなど各種サービスの提供や、会議室などの貸し出しを行います。

●東が丘障害福祉施設

東が丘1-21-15　☎3410-0778 FAX3410-6035

「東が丘福祉工房」では生活介護を、「東が丘あじさいホーム」では短期入所や身体障害者を対象とした福祉ホームのサービスを提供します。

●福祉工房

生活介護、就労継続支援B型や日中一時支援のサービスを提供します。

●のぞみ寮

目黒3-4-4　☎ FAX5722-2575

共同生活援助（知的障害者グループホーム）や短期入所のサービスを提供します。

●入所・通所の相談

○心身障害児を対象とする施設
　品川児童相談所　品川区北品川3-7-21　☎3474-5442
○身体障害者施設
　障害者支援課 身体障害者相談係　☎5722-9850 FAX3715-4424
○知的障害者施設
　障害者支援課 知的障害者相談係　☎5722-9851 FAX3715-4424

●児童発達支援センター

○相談支援「ひまわり」 参照 P35
○児童発達支援「すくすくのびのび園」
　☎3714-1617 FAX3794-4344

心身の発達に遅れがある、またおそれのある幼児に、集団および個人で、生活・言語・運動機能訓練などの療育を行います。対象は区内在住の就学前までの、原則として保護者とともに通園できる幼児です。

●発達障害支援拠点ぽると

東山2-24-30（東山住区センター内）
☎6412-7151 FAX3760-0521

発達障害に関する相談、本人・家族の支援、発達障害理解のための啓発を行います。

参照 P17・35

●重症心身障害児通所支援事業所あいりぃず

八雲1-1-8（心身障害者センター内）
☎5722-9850 FAX3715-4424（障害者支援課）

重症心身障害児を対象に児童発達支援と放課後等デイサービスのサービスを提供します。

身体障害者福祉住宅

障害施策推進課 障害施設係
☎5722-9893 FAX 5722-6849

立ち退き要求を受けているなど、住宅にお困りの身体障害者のための施設です（車椅子対応施設ではありません）。空き室が生じた場合の入居者の募集は、めぐろ区報などでお知らせします。

関連情報

福祉工房の製品販売

福祉工房では、障害のあるかたの自主生産作業として、製品を作り、販売しています。

こちらの製品は、目黒本町福祉工房1階の「福祉の店　Sun Marché（さんまるしぇ）」（☎3794-4615 FAX3794-4617）や、めぐろ区民キャンパス内の福祉の店「COHANA（コハナ）」（☎ FAX3718-1088）で販売しています。

また、区役所でも出張販売を行っていますので、販売日などは、障害施策推進課障害施設係（☎5722-9893 FAX5722-6849）へお問い合わせください。

●目黒本町福祉工房	ショコラ、焼き菓子、シルクプリント、多肉植物、絵ハガキ、カレンダー、土鈴等
●下目黒福祉工房	焼き菓子・革製品の販売、名刺・ハガキなどの印刷
●東が丘福祉工房	革製品、ビーズ製品、石けん、パイプ枕
●かみよん工房	パン、フェルト雑貨
●大橋えのき園	ミートソース、ピクルス、ガラス製品、紙漉き製品

目黒本町福祉工房の土鈴と多肉植物、ショコラと焼き菓子

かみよん工房のパン

下目黒福祉工房のシフォンケーキ

大橋えのき園のミートソースとピクルス、ガラス製品と紙漉き製品

東が丘福祉工房の革製品とビーズ製品